

令和6年2月

お客さま各位

川口信用金庫

### 当座勘定規定改定のお知らせ

平素は、川口信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

当金庫では、下記のとおり「当座勘定規定(一般用)」および「当座勘定規定(専用約束手形口用)」を改定いたします。

改定後の規定は、改定日以前にご契約いただいたお客さまにも適用されますのでご了承ください。

#### 記

#### 1. 改定日

令和6年2月21日(水)

#### 2. 改定内容(改定条文抜粋)

##### ① 当座勘定規定(一般用)

改定後	改定前
第9条(支払の範囲) (1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。 (2) <u>呈示された手形・小切手は、呈示日の 15 時まで</u> に当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、 <u>当金庫の裁量により 15 時以降に入金した資金を支払に充当することもできるものとします。</u> (3) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。	第9条(支払の範囲) (1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。 (2) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。

② 当座勘定規定(専用約束手形口用)

改定後	改定前
<p>第 10 条(支払の範囲)</p> <p>(1) 呈示された手形の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>(2) <u>呈示された手形は、呈示日の 15 時まで</u><u>に当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により 15 時以降に入金した資金を支払に充当することもできるものとします。</u></p> <p><u>(3)</u> 手形の金額の一部支払はしません。</p>	<p>第 10 条(支払の範囲)</p> <p>(1) 呈示された手形の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>(2) 手形の金額の一部支払はしません。</p>

以 上